

(案)

羽生市立羽生東小学校 P T A 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、羽生市立羽生東小学校 P T A が保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本 P T A は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 本規程において、「個人情報」とは、本 P T A 会員の氏名、住所、電話番号とする。

(利用)

第4条 本 P T A が取得し、保有する個人情報は、次の目的のために利用することができる。

- (1) 本 P T A 運営のための連絡
- (2) P T A 活動に関する案内その他資料等の送付
- (3) 会員名簿、緊急連絡簿、役員名簿、P T A 事業等の出席名簿の作成
- (4) 会費納入に係る手続及び管理
- (5) P T A 役員等の選考に係る資料作成
- (6) P T A が加入する保険手続に必要な事項
- (7) 表彰に関する事項

(管理)

第5条 本 P T A の個人情報は、会長又は会長が指定する役員及び学校長が指定する教職員が適正に管理する。

(第三者提供の制限)

第6条 本 P T A の個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

附 則

本規程は、令和 年 月 日から施行する。